

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第49号**

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="272 763 347 792">附 則</p> <p data-bbox="225 1261 635 1290"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="868 763 943 792">附 則</p> <p data-bbox="802 808 938 837"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="802 848 1257 878"><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="802 889 1011 918"><u>（この規則の失効）</u></p> <p data-bbox="802 929 1383 1041"><u>2 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> <p data-bbox="802 1052 1182 1081"><u>（この規則の失効に伴う経過措置）</u></p> <p data-bbox="802 1093 1383 1249"><u>3 この規則の失効の前日に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、この規則の規定は、前項の規定にかかわらず、この規則の失効の日後も、なおその効力を有する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。